

令和4年第4回(6月)川南町議会定例会会議録

令和4年6月13日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年6月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第41号 川南町債権管理条例を定めるについて
- 日程第2 議案第43号 令和4年度川南町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第44号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長日高 昭彦 君	副町長押川 義光 君
教育長坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長小嶋 哲也 君
総務課長大山 幸男 君	財政課長谷 講平 君
まちづくり課長甲斐 玲 君	産業推進課長河野 賢二 君
農地課長三好 益夫 君	建設課長黒木 誠一 君
環境水道課長日高 裕嗣 君	町民健康課長米田 政彦 君
教育課長山本 博 君	福祉課長渡邊 寿美 君
税務課長大塚 祥一 君	代表監査委員永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員議員控室に御移動をお願いいたします。

午前9時00分休憩

.....

午前9時45分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。ここで1件御報告をいたします。今定例会での議案撤回及び修正について、議案の提出にあつては、慎重を期すよう、議長、副議長2名で申入れを行ったことを御報告いたします。

日程第1、議案第41号 川南町債権管理条例を定めるについてを議題といたします。本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第41号につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。担当職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。議案第41号川南町債権管理条例を定めるについては、条例に目的、定義、他の法令等との関係、町長の責務など、町の債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めたものであること、さらに、公債権並びに私債権のフローについて、説明を受けました。この条例の制定により、公平かつ公正な町民負担の確保、町の財産の保全が図られるとしています。県内では、6市7町の13市町、そのうち児湯郡内では、当町と西米良村以外の4町ですでに、関係条例を制定しているとのことでした。特段異議もなく、採決の結果、全員賛成で議案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上で報告終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論採決は、議案ごとに行います。議案第41号 川南町債権管理条例を定めるについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで、討論を終わります。これから、議案第41号について、採決します。お諮りしま

す。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 川南町債権管理条例を定めるについては、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第2、議案第43号 令和4年度川南町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。本議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第43号につきまして、審査の経過と結果について、報告いたします。担当職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。議案第43号 令和4年度川南町一般会計補正予算（第2号）については、まず、予算書の第2表、地方債補正ですが、通山地区コミュニティセンター改修工事の総務債は限度額が23,500千円から27,300千円に、文化ホール図書館の屋根防水工事の教育債も同じく限度額を99,200千円から113,500千円に変更です。いずれも、資材の高騰による工事費増に伴うものです。歳入の14款2項1目、総務費、国庫補助金5,100千円は、新型コロナ対応の地方創生臨時交付金10分の10で、小中学校保健特別対策事業やGIGAスクール事業に充てられます。歳出の2款1項11目、自治振興費のコミュニティセンター助成事業助成金3,800千円は、自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業で、5分の3の助成事業です。これは、鶴戸の本振興班が計画している集会施設と調理室を備えたコミュニティセンター新築を助成するものです。地域にはどれほどの世帯と住民がいるのかとの質問には、30世帯で100名の方が住んでいると。ただ、この度の申請は、14世帯で38名の方々に手続きされたとの答弁でした。さらに、どこにどれほどのものが建つのかとの質問には、現存の鶴戸の本公民館横に39㎡で建設予定であるとの答弁でした。2款5項2目の指定統計調査費は、主に就業構造基本調査事業のもので、10月1日現在の15歳以上の世帯が対象です。調査員10人が町内約150世帯の調査対象者の基本的事項を調査するものです。この事業には、県からの委託金が充てられますが、歳入、県支出金の経済センサス調査区地図管理の4千円は、この事業のどこに充てられているのかとの質問には需用費には、説明欄では消耗品費になるとの答弁でした。また、調査対象は、町内全世帯かとの質問には、最終的には、150世帯程度に絞られるが、まず、町内を10調査区に分けて、1調査区当たり、15から16世帯程度を抽出するので、全世帯が対象かと言われればそうなるとの答弁でした。3款1項1目社会福祉総務費のうち、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金50,000千円は、令和4年6月1日の住民基本台帳に記載されているもので、令和3年度は、課税世帯であったが、令和4年度に非課税になったという世帯に対するものです。令和3年度に実施した給付金事業は、令和3年度の非課税世帯でしたが、課税世帯であってもコロナの影響で、

家計が急変した世帯は、申請すれば受給できるというものでした。しかしながら、家計急変による受給資格があったにもかかわらず、申請していなかったために、受給できなかった世帯があり、それらの世帯に対して行う給付金事業のことです。令和3年度実績は2,096世帯でしたが、今回は少なく500世帯が見込まれています。3款2項2目児童措置費、子育て世帯への生活支援特別給付金18,350千円は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯の生活支援特別支援給付金で、令和4年3月31日の住民基本台帳に記載されている18歳未満の子どもと令和5年2月28日までに生まれた子どもの養育者で、令和4年度の非課税世帯である人が対象です。1人50千円の支給で、367名分を見込んでいます。令和3年度実績は、234人とのことでした。審査の結果、特段異議もなく、採決の結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定しました。以上で終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第43号令和4年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、関係課職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、135,740千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、973,324千円とするものであります。文教産業常任委員会に付託された部分について、所管課ごとに報告をいたします。まず、産業推進課関係でございますが、歳入について、15款2項4目農林水産業費、県補助金10,000千円は、農業経営体育成事業10分の10の農業費補助金であります。歳出では、6款1項3目農業振興費10,000千円で、農業経営体育成支援事業補助金であります。補助率10分の3以内で、上限が10,000千円となっています。生産の効率化に取り組む農業者に対して、必要な農業用機械、施設、APハウス及び付帯施設等の導入支援をするもので、今回21aのミニトマトハウスを増設するため、ミニトマト生産農家が事業参入する計画となっています。事業者においては、償却資産の申告指導をお願いするよう意見が出されました。次に教育課関係でございますが、歳入について、14款2項6目教育費国庫補助金4,404千円は、2節小学校費補助金、3,210千円と3節中学校費補助金1,194千円であります。2節、3節とも公立学校情報機器整備費3分の1学校保健特別対策事業費2分の1の補助率で、それぞれ計上されております。歳出では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、小学校費に4,955千円、中学校費に1,802千円が計上されています。内容は、小学校費でマスク、抗菌ペーパータオル、除菌シート等の消耗品費1,605千円、修学旅行や社会見学等での密を避けるための車借上料1,700千円、パーテーションボード、集会テント等の感染症対策備品購入費1,650千円となっております。同様に、中学校費では、マスク、消毒液、ハンドソープ等の消耗品費602千円、修学旅行等での密を避けるための車借上料が600千円、非接触型検温器、加湿器、空気清浄器等の備品購入費600千円となっております。ICT支援業務委託料が小学校費に5,036千円、中学校費に

2,015千円計上されています。内容は、国が進めるGIGAスクール構想のなお一層の推進を図るため、ICT教育及び機器について、専門的知識と技術を有する人材による学校への支援が必要であることやICT支援員の有効活用により、教職員のスキルアップと授業でタブレット端末を有効に活用するため、ICT支援員を学校に派遣をして支援を行うものであります。ICT指導による児童生徒へのスキルの差がないように平準化したスキル指導とスキル差によって、児童生徒の評価点につながらないようにお願いしたいという意見が出されました。10款4項2目文化施設費15,908千円は、文化ホール図書館防水工事施工監理委託料308千円の増額補正、及び建物防水改修工事5,200千円、建物屋根改修工事10,400千円であります。増額補正は、資材高騰による補正で特に鉄骨が6割ほど高騰していることが主な要因であるとのことであります。次に農地課関係についてであります。歳入について、15款2項4目農林水産業費県補助金の水利施設管理強化事業756千円の農業費補助金と20款4項3目農林水産業費受託事業収入の水利施設管理強化事業16千円の減額補正は、木城町からの受託事業収入の変更によるものであります。歳出について、6款1項10目国営土地改良事業費1,080千円の増額は、水利施設管理強化事業の補助率が変更になったため、川南原土地改良区強化支援費補助金の増額補正をするものであります。採決の結果、全員賛成で可決であります。以上で、文教産業常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第43号 令和4年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第43号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 令和4年度川南町一般会計補正予算第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第44号 川南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました第44号につきまして、審査の経過と結果について、報告いたします。担当職員に出席を求め、委員全員

出席のもと、慎重に審査いたしました。議案第44号 川南町国民健康保険税条例の一部改正については、税務課及び町民健康課双方の職員から説明を受けました。この条例の改正は、国民健康保険税率の改正です。国民健康保険税の医療分の所得割額が6.55%から6.70%へ医療分の均等割額が32千円から34千円へ、後期高齢者支援分の所得割額が2.34%から2.37%へ、同じく支援分の均等割額が11,500円から12,100円へ、介護分の所得割額が2.05%から2.15%へ介護分の均等割額が14,600円から16,100円へ、それぞれ改正するものです。

説明では、平成29年度に基金と繰越金の合計が694,569千円あったものが、令和3年度末の見込みは、379,288千円となり、4年間で315,281千円減少しました。平成30年度以降の国保特別会計は、基金と繰越金を除いた単年度収支が赤字になっており、令和3年度では、単年度収支で約58,000千円の赤字となる見込みです。基金は、340,000千円ほどあるもののこのままでは、数年で枯渇することは明らかで、余力があるうちに徐々に引き上げていく必要があるとのことです。かつて、基金が枯渇した平成20年度から平成21年度にかけ、27.2%という大幅引き上げを行ったことがあります。被保険者の負担感を抑えるためにも、できるだけ、緩やかに引上げ、国保事業の安定的運営を目指すとのことでした。特段異議もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第44号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第44号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論をいたします。地方自治法の責務は、住民の福祉や暮らし、教育、安全を守ることです。国民健康保険税は高すぎる、払える国保税に引下げを、これが町民の率直な声です。最近の雇用情勢では、社保から国保への切替えが進むにつれ、払えない国保税の問題が深刻化するのではないのでしょうか。国保税を滞納した場合、保険証取り上げという制裁措置を持つ制度であり、払えない国保は、医療から町民を排除してしまいかねません。どうしても、払える国保にする必要があると思います。国民健康保険法は、その1条でこの法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると定めています。今回の川南町国民健康保険税条例の一部改正では、国保世帯の未就学児にかかる均等割保険税の5割が軽減されます。未就学児の均等割をなくすことも基金を活用すればできます。全国各地で、高すぎる国保税を引き下げる動きが広がっています。今後、新型コロナウイルス感染症の影響は、どうなるか分かりません。令和4年度の収入が減少する世帯が増えた場合、国保税が払えない世帯が増えてくるのではないかと考えます。

物価高騰が暮らしや生業を直撃する一方、賃金が上がらず、15日から支給分の年金額の引下げの通知も来ています。基金を活用して、国保税の据え置きを検討することを求めて反対討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第44号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。平成20年に基金が800千円になったとき、私は議員でした。当時の標準保険税は、82,407円でありましたが、平成21年に基金が底をついたことから、大幅に引上げになり、標準保険税は、104,792円となり、1年で20千円以上、上げざるを得ない状況で認めていった経緯があります。平成28年には、基金が408,000千円、繰越が245,000千円となり、余剰金が約600,005,300円にまでなりました。当時は、医療費は他の町村に比べ低いのに、保険税は高いと住民の方から嘆きの言葉も確かにありました。平成29年より、資産割を廃止したことにより、税率が引き下がり、標準保険税は98,822円となり、約6千円減額となりました。そして、平成30年には、平等割を廃止し、税率が引き下がりました。以降、令和に入り、基金繰越金合計の余剰資金は年々減少し、令和2年には、余剰資金は約437,000千円、令和3年に余剰資金は、約379,000千円に減少しています。令和2年から3年に余剰資金が約58,000千円減少している現状と被保険者も減少する傾向にあるとき、今回の改定により、13,000千円保険税が増えても基金の取り崩しは必要であると見込まれますが、少しずつ保険料を上げていくことで、これからの人に過大な負担をさせないことが一番であると考えます。反対討論で言われましたが、基金を持ってきてもいいんじゃないか、基金というのは何の基金でしょうか。一般会計からの基金を国民健康保険税に持ってくることは、なかなか承知はできないと思います。川南は現在、軽減世帯は、約50パーセント超えている現状もあります。そのように言われると国保事業は破たんしかねません。一方で、100歳体操やいきいき健康教室、健診への積極的な声掛けをされて、医療を受けることが少しでも減らしていくように努めていくことも私は評価しております。今回の保険料改定については、賛成して、基金が底をつくような事業会計を二度としないことが、今を付託されている私たちの責務だと思い、今回賛成討論といたします。今回初日に議案42号が提案されましたが、後日、令和4年未就学児にかかる均等割額の5割軽減が施行されたことに伴う額の改正について、欠落されていたことが判明し、議案42号を取下げ、新たに議案44号として、提案されたことについては、これまでも議案内容の訂正がみられ、その都度、このようなことがないようにしますと言われておりました。今後、二度とこのようなことがないように緊張感を持っていただきたいと思います、賛成討論といたします。皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第44号について、採決し

ます。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。したがって、議案第44号 川南町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり、決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配布しました議員派遣のとおり、決定をいたしました。日程第5、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について、本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件についてを議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定いたしました。以上で本日の日程は全部終了しました。これで令和4年第4回川南町議会定例会を閉会します。

午前10時15分閉会
